

証券コード：3771
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

名古屋市中村区岩塚本通二丁目12番

株式
会社

システムリサーチ

代表取締役社長 平 山 宏

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

①当社ウェブサイト

以下ウェブサイト「第46回定時株主総会招集ご通知」「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

<https://www.sr-net.co.jp/ir/library/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

②東京証券取引所ウェブサイト

(東証上場会社情報サービス)

以下ウェブサイトアクセスして「銘柄名（会社名）」または「コード」の欄に「システムリサーチ」または「3771」を入力し、当社情報欄の「基本情報」をご選択のうえ、「縦覧書類／P R 情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」の順にお進みください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、次頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照のうえ、2026年6月24日(水曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区岩塚本通二丁目12番
当社本社7階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様のご大切な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

【当日ご出席いただける場合】

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

【書面(郵送)により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年6月24日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずにご提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従い、2026年6月24日(水曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎ 株主様へご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当該書面には下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・業務の適正を確保する体制
 - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ・株式会社の支配に関する基本方針
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

書面（郵送）による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、以下の2つの方法で「議決権行使ウェブサイト」にログインできます。

【二次元コードを読み取る方法】

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

【ログインID・仮パスワードを入力する方法】

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインIDおよび仮パスワードにてログインすることができます。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

ログイン後は、画面の案内に従ってご入力ください。行使期限は、2026年6月24日（水曜日）午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ご利用時の注意事項について

- ◎ 書面（郵送）とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで重複行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ◎ ログインIDおよびパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ◎ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ◎ ログインIDおよびパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ◎ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問合せ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 （受付時間 9:00~21:00）

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に緩やかな回復基調となりました。一方で、長期化する不安定な世界情勢や金融資本市場の変動リスク、エネルギー・原材料価格の高止まり等、依然として経済の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、日銀が発表した2026年3月の短観（企業短期経済観測調査）によると、2026年3月のソフトウェア投資計画は前年同期比10.5%増となり、業務の効率化や人手不足への対応を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や、企業の基幹システム刷新など、IT投資需要は依然として旺盛であることを示しています。加えて、生成AIやAgentic AI（一般的にAIエージェントと呼ばれる）を活用した取り組みについても、業務効率化や生産性向上といった観点から活用領域は拡大しており、各社において本格活用に向けた取り組みが進みつつあります。

こうした経営環境の中、当連結会計年度においては、製造業を初めとする当社主要顧客の豊富なモダナイゼーション需要を背景にIT投資需要が堅調に推移したことから、SIサービス業務の売上高は10,890百万円（前年同期比3.9%増）となりました。また、ソフトウェア開発業務の売上高は、既存顧客からの継続受注を安定的に確保できたことにより、16,603百万円（前年同期比16.5%増）となりました。ソフトウェアプロダクト業務におきましては、中小企業向けパッケージソフトの売上が伸び悩んだことにより354百万円（前年同期比15.9%減）となり、商品販売では大型のIT設備販売案件を受注できたことから、パソコン・情報機器、ソフトウェア等の商品仕入れ販売の売上高は、887百万円（前年同期比116.4%増）、その他のWEBサイトの運営ならびにクラウドサービス（SaaS）等での売上高は、

347百万円（前年同期比6.4%減）となりました。

利益面におきましては、受注量の増加に伴い技術者の稼働率も高い水準を維持しております。また高収益案件へのシフトを進めたことや、P R M（プロジェクト・リスク・マネジメント）活動によるプロジェクトリスク管理の徹底により利益率が改善しました。

以上の結果、当期における連結業績は、売上高29,083百万円（前年同期比12.1%増）、営業利益3,470百万円（前年同期比15.7%増）、経常利益3,551百万円（前年同期比15.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,610百万円（前年同期比18.9%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

わが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果で緩やかな回復基調が続くものと期待されますが、中東情勢の混乱が長期化することにより、原材料・エネルギー価格の高騰および石油製品の供給不足が懸念され、その先行きは不透明な状況であります。

情報サービス産業におきましては、業務の効率化や人手不足への対応を目的としたDXの推進や、企業の基幹システム刷新などを背景に、企業のIT投資需要は依然旺盛であり、業界の堅調な成長は、今後も続いていくと考えられます。同時にAIの急激な進化は、既存のIT事業の付加価値構造に大きな変化を及ぼす可能性があり、その動向に注視が必要です。

ソフトウェア業界においては、AIの進化により開発プロセスでの自動化・効率化が進み、エンジニア不足の解消や工数削減に寄与する一方、従来SIerが担ってきた役割の一部をAIが代替する可能性が高まっています。

このような背景の下、当社ではAIの進化への対応を経営の最重要課題として認識しております。現在のAIには代替が容易な領域と代替が困難な領域があり、当社の創業以来の強みである、顧客密着で積み上げてきた業務知識・専門性はAIには代替し難い領域であると考えています。その強みをより磨き上げ、顧客に高い付加価値を提供し続けると同時に、AIで代替可能な領域については積極的に活用し、業務効率化と生産性向上を図ることが必要と考えています。

上記課題に対処するため、当社は今年4月、AX（AI, Autonomous and Automated Transformation）推進室を立ち上げ、「業務プロセス革新」および「システム・ソフトウェア革新」「BPR（Business Process Re-engineering）+ AXを活かした新プロデュースビジネス創出」などのビジネス革新・業務革新を推進してまいります。

従来より掲げております中長期目標『Next Vision 50th』も、2027年3月期は売上高300億円達成と同時に売上高500億円に向けてスタートの期と位置づけ、全社横断での施策を引き続き実行してまいります。

また、当社ではダイバーシティ エクイティ&インクルージョンの取

り組みとして、全ての社員が自分らしく活躍できる職場を創造し、会社と社員が共に成長していくことを目指しております。その一環として、2025年9月に「子育てサポート企業」として、「くるみん」認定の上位認定である「プラチナくるみん」認定を取得しました。今後も全ての社員が安心して働き続けられる環境を整え、パフォーマンスを最大限に引き出せる職場づくりに取り組んでまいります。

今後も当社グループが持続的に発展していくためには、事業を通じて社会の持続的な発展に寄与することが必要不可欠である、との認識のもと、サステナブルな社会の実現に向けた各種取り組みも、引き続き注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】

子育てサポート企業として「プラチナくるみん認定」を取得

<当社は2025年9月12日付で厚生労働省より「プラチナくるみん認定」を取得しました>

■「プラチナくるみん認定」とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業に対し、厚生労働省が「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を取得します。「プラチナくるみん」は、その中でより高い水準の取り組みを行っている企業に与えられる認定です。



■当社の主な取り組み内容

テーマ	取り組み内容
働きやすい環境の整備	・ノー残業デーの実施 ・1時間単位での年次有給休暇制度の運用 ・年次有給休暇積立制度の運用 ・ワークフローシステム開発・導入により各種申請書類等をペーパーレス化 ・部門保管書類、契約書類をペーパーレス化 ・RPA導入により手動業務を自動化し業務を効率化 ・Azure OpenAI (AIチャットボットサービス) を全社導入 他
仕事と育児の両立支援	・法定以上の育児短時間勤務制度の拡充 (対象を小学校6年生から中学校3年生まで拡大) ・産休・育休取得者を対象に管理職による復帰前サポート面談を実施 ・不妊治療休業制度の運用 ・サポート休暇の運用 (生理や不妊治療、介護などで就業困難なときに利用可能) 他
キャリア形成支援	・管理職を対象に「ダイバーシティマネジメント研修」を実施 ・管理職を対象に「人事考課研修」を実施 ・入社4年目以降の女性社員を対象に「キャリアデザイン研修」を実施 ・チーフ以上を対象に「ハラスメント研修」を実施

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,837,692千円で、主に第2開発センター建設費用および新社屋建設用土地取得費用です。その所要資金は自己資金によって充たいたしました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事象はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

**(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況**

該当する事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 43 期 (2022年度)	第 44 期 (2023年度)	第 45 期 (2024年度)	第46期(当期) (2025年度)
売 上 高 (千円)	21,556,087	23,320,409	25,931,487	29,083,482
経 常 利 益 (千円)	2,515,813	2,768,986	3,066,064	3,551,517
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,601,559	1,969,382	2,194,600	2,610,952
1株当たり当期純利益 (円)	95.80	117.81	132.29	157.49
総 資 産 (千円)	14,181,759	16,145,739	17,526,376	19,458,796
純 資 産 (千円)	9,135,592	10,524,256	11,829,067	13,485,078

(注) 当社は、2024年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 43 期 (2022年度)	第 44 期 (2023年度)	第 45 期 (2024年度)	第46期(当期) (2025年度)
売 上 高 (千円)	20,936,740	23,280,021	25,878,538	29,024,772
経 常 利 益 (千円)	2,499,676	2,751,132	3,049,269	3,532,134
当 期 純 利 益 (千円)	1,603,833	1,910,211	2,186,097	2,600,374
1株当たり当期純利益 (円)	95.94	114.27	131.78	156.86
総 資 産 (千円)	14,131,923	16,088,954	17,455,299	19,372,378
純 資 産 (千円)	9,150,183	10,476,653	11,769,770	13,411,676

(注) 当社は、2024年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ソエル	20,000千円	75%	ソフトウェア開発

(11) 主要な事業内容

- ① S I サービス業務
- ② ソフトウェア開発業務
- ③ ソフトウェアプロダクト業務
- ④ 商品販売
- ⑤ その他（WEBサイト運営等）

(12) 主要な事業所

① 当社

本 社	名古屋市中村区
第1開発センター	名古屋市中村区
第2開発センター	名古屋市中村区
東京支社	東京都新宿区
大阪支社	大阪市西区

② 子会社

株 式 会 社	ソ エ ル	岐阜県大垣市
---------	-------	--------

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,569名	85名増	33.8歳	7.9年

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,548名	87名増	33.7歳	7.9年

(14) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	333,304
株式会社三菱UFJ銀行	202,838
株式会社三井住友銀行	112,493
株式会社みずほ銀行	112,493
日本生命保険相互会社	101,377
株式会社十六銀行	94,432

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 54,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,720,000株 (自己株式135,047株を含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 10,958名
- (5) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
山田敏行	1,585,100	9.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,211,400	7.30
システムリサーチ従業員持株会	880,628	5.30
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	637,200	3.84
SMBC 日興証券株式会社	603,900	3.64
伊藤範久	576,700	3.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	481,200	2.90
大澤日出巳	358,000	2.15
DBS BANK LTD FOR PARKWAY CAPITAL FUND 700333	284,500	1.71
伊藤まち子	266,000	1.60

(注) 持株比率は、自己株式135,047株を控除して計算しております。

(6) 当期中に職務執行の対価として、会社役員に交付された当社株式の状況

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当期においては、取締役6名（監査等委員である取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として19,250株を交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 山 宏	経営統括、株式会社ソエル取締役
取 締 役	梅 本 美 恵	産業システム事業部担当
取 締 役	渡 邊 貴 文	東京支社長、東京第1システム事業部担当
取 締 役	五十棲 一 智	大阪支社長、製造システム事業部担当
取 締 役	太 田 吉 信	管理本部担当
取 締 役	中 川 智	自動車システム事業部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	鳥 居 文 孝	株式会社ソエル監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	安 井 悟	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	越 川 靖 之	株式会社シンクエント代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 仁	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 春 美	有限会社ビジネスサポート取締役

- (注) 1. 監査等委員会は情報収集の充実を図り、内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
2. 取締役のうち安井悟、越川靖之、鈴木仁、鈴木春美の4氏は社外取締役であります。
3. 監査等委員鳥居文孝氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員安井悟氏は、金融に関する幅広い見識を有しております。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査等委員越川靖之氏は、会社経営等に係る豊富な経験および幅広い見識を有しております。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 監査等委員鈴木仁氏は、会社経営等に係る豊富な経験および幅広い見識を有しております。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 監査等委員鈴木春美氏は、税務および財務に関する豊富な経験および幅広い見識を有しております。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

- ① 2025年6月25日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、山田敏行氏は、任期満了により代表取締役会長を退任し、相談役に就任しております。

2025年6月25日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、上田美代子氏は、任期満了により取締役常勤監査等委員を退任しております。

- ② 2025年6月25日開催の第45回定時株主総会において、太田吉信氏、中川智氏は新たに取締役に選任され、就任しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める最低限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

(5) 取締役の報酬等

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬は、月毎

に固定額を支払う固定報酬と、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的とした、退任時に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式報酬としております。譲渡制限付株式報酬については、役員株式報酬規程で一年ごとの交付株式数と、交付株式数の累積上限を定めております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の固定報酬については、取締役会より指名・報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を得た上で取締役会の決議により、代表取締役社長に委任して、株主総会で決定した報酬総額の限度内で決定しております。

指名・報酬諮問委員会は、報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、半数以上を社外取締役で構成しております。

また、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の個人別報酬の譲渡制限付株式報酬については、役員報酬規程に基づいて取締役会で取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）ごとの交付株数を決定しております。この決定の際の個人別報酬全体に占める非金銭報酬の割合は、35%を上限の目安といたします。

当社においては、固定報酬については指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役会の決議により代表取締役社長に委任しており、譲渡制限付株式報酬については、役員報酬規程に基づいて取締役会で決定しており、その内容は決定方針に沿うものだと判断しております。

② ①以外の会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の個人別報酬は、各監査等委員の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを決定方針としております。

監査等委員である取締役の個人別報酬は、監査等委員である取締役の協議により株主総会で決定した報酬総額の限度内で決定しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第39回定時株主総会において年額300,000千円以内と承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月25日開催の第44回定時株主総会において年額70,000千円以内と承認いただいております。当該定時株主総会の終結時点での監査等委員である取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）です。

また、当社は2025年6月25日開催の第45回定時株主総会において、上記報酬制度とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給する金銭報酬債権の総額を年額45百万円以内とし、これにより割り当てられる譲渡制限付株式の上限を年2万5千株と承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の
内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長平山宏が取締役の個人別の固定報酬の具体的内容を決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長がもっとも適しているからであります。

取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会より指名・報酬諮問委員会へ諮問し答申を得た上で、代表取締役社長は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしています。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の内訳			
		基本報酬		非金銭報酬	
		支給人数	支給額	支給人数	支給額
取締役(監査等 委員を除く。) (うち社外取締役)	181,604 (-)	7 (-)	155,494 (-)	6 (-)	26,109 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	41,400 (25,800)	6 (4)	41,400 (25,800)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外取締役)	223,004 (25,800)	13 (4)	196,894 (25,800)	6 (-)	26,109 (-)

- (注) 1. 取締役の基本報酬は全て固定報酬であります。
2. 非金銭報酬として取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付しております。なお、非金銭報酬欄には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役(監査等委員)越川靖之氏は、株式会社シンクエンタ代表取締役を兼務しております。なお、同社と当社の間には、特別な関係はありません。

取締役(監査等委員)鈴木春美氏は、有限会社ビジネスサポート取締役を兼務しております。なお、同社と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）の親族関係 該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	出席状況及び活動状況
安 井 悟	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会22回および監査等委員会15回全てに出席し、社外の経験、見識に基づいた見地から発言を行いました。 金融における専門知識と社会保険労務士としての見識からガバナンス強化に関し経営へ適宜必要な提言を行いました。
越 川 靖 之	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会22回および監査等委員会15回全てに出席し、社外の経験、見識に基づいた見地から発言を行いました。 金融における専門知識や、金融コンサルティングの経験と幅広い見識から、適宜必要な提言を行いました。
鈴 木 仁	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会22回および監査等委員会15回全てに出席し、社外の経験、見識に基づいた見地から発言を行いました。 金融における専門知識と企業経営経験の豊富な見識から、適宜必要な提言を行いました。
鈴 木 春 美	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会22回および監査等委員会15回全てに出席し、社外の経験、見識に基づいた見地から発言を行いました。 企業財務における専門知識と税理士としての見識から、適宜必要な提言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金額（千円）
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,000
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
当社および当社の子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	24,000

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが、当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、経営上必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任または不再任とした理由を報告いたします。

当社の監査等委員および監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っています。この評価については、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況を把握し、当社の会計監査人としての妥当性を評価しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の体制および方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨を定款に定めており、株主の皆様への利益還元を重要な資本政策の一つと位置付けております。また、利益配分につきましては、長期的観点から事業収益の拡大と株主資本利益率の向上を図ると共に、自己資本の充実と財務体質強化、株主の皆様への長期的、安定的な配当水準の維持に努めることを基本方針とし、配当性向40%を目標として利益配当額を決定しております。当事業年度の剰余金の配当金につきましては、上記方針に基づき、財務状況ならびに業績等を総合的に勘案し、2026年5月27日開催の取締役会決議により、1株当たり70円とさせていただきます。なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は2026年6月4日（木曜日）とさせていただきます。

（注）本事業報告に記載の金額等は、表示未満の端数を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,797,873	流 動 負 債	5,597,360
現 金 及 び 預 金	8,429,775	買 掛 金	1,483,980
売 掛 金	5,789,765	1年内返済予定の長期借入金	580,580
契 約 資 産	416,974	未 払 法 人 税 等	656,613
商 品	49,971	賞 与 引 当 金	1,493,513
貯 蔵 品	7,813	そ の 他	1,382,673
そ の 他	103,573	固 定 負 債	376,357
固 定 資 産	4,660,922	長 期 借 入 金	376,357
有 形 固 定 資 産	3,503,944	負 債 合 計	5,973,717
建 物 及 び 構 築 物	1,947,902	純 資 産 の 部	
土 地	1,401,875	株 主 資 本	13,457,292
そ の 他	154,166	資 本 金	550,150
無 形 固 定 資 産	273,399	資 本 剰 余 金	525,556
の れ ん	49,150	利 益 剰 余 金	12,577,539
ソ フ ト ウ エ ア	214,796	自 己 株 式	△195,953
そ の 他	9,451	その他の包括利益累計額	5,685
投 資 そ の 他 の 資 産	883,578	その他有価証券評価差額金	5,685
投 資 有 価 証 券	12,357	非支配株主持分	22,100
繰 延 税 金 資 産	630,420		
そ の 他	240,800	純 資 産 合 計	13,485,078
資 産 合 計	19,458,796	負債及び純資産合計	19,458,796

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,083,482
売 上 原 価		22,319,735
売 上 総 利 益		6,763,747
販売費及び一般管理費		3,293,437
営 業 利 益		3,470,309
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,782	
受 取 配 当 金	192	
助 成 金 収 入	86,031	
保 険 配 当 金	3,678	
そ の 他	1,839	94,524
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,713	
そ の 他	1,603	13,316
経 常 利 益		3,551,517
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	269	
減 損 損 失	45,354	45,624
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,505,892
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	996,391	
法 人 税 等 調 整 額	△104,977	891,413
当 期 純 利 益		2,614,479
非支配株主に帰属する当期純利益		3,526
親会社株主に帰属する当期純利益		2,610,952

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	550,150	517,550	10,960,530	△223,780	11,804,450
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△993,944		△993,944
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,610,952		2,610,952
自己株式の取得				△67	△67
自己株式の処分				27,894	27,894
自己株式処分差益		8,006			8,006
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	8,006	1,617,008	27,827	1,652,842
当 期 末 残 高	550,150	525,556	12,577,539	△195,953	13,457,292

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	6,043	6,043	18,574	11,829,067
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△993,944
親会社株主に帰属 する当期純利益				2,610,952
自己株式の取得				△67
自己株式の処分				27,894
自己株式処分差益				8,006
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△357	△357	3,526	3,168
当 期 変 動 額 合 計	△357	△357	3,526	1,656,010
当 期 末 残 高	5,685	5,685	22,100	13,485,078

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,695,287	流 動 負 債	5,584,344
現 金 及 び 預 金	8,338,195	買 掛 金	1,483,748
売 掛 金	5,779,235	契 約 負 債	157,268
契 約 資 産	416,974	1年内返済予定の長期借入金	580,580
商 品	49,971	未 払 金	358,257
貯 蔵 品	7,813	未 払 費 用	469,899
前 渡 金	26,808	未 払 法 人 税 等	653,374
前 払 費 用	69,881	未 払 消 費 税 等	268,663
そ の 他	6,405	預 り 金	123,485
固 定 資 産	4,677,090	賞 与 引 当 金	1,488,533
有 形 固 定 資 産	3,503,112	そ の 他	533
建 物	1,912,759	固 定 負 債	376,357
構 築 物	35,143	長 期 借 入 金	376,357
工具、器具及び備品	153,334	負 債 合 計	5,960,701
土 地	1,401,875	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	276,091	株 主 資 本	13,405,991
の れ ん	49,150	資 本 金	550,150
ソ フ ト ウ エ ア	217,488	資 本 剰 余 金	525,556
そ の 他	9,451	資 本 準 備 金	517,550
投 資 そ の 他 の 資 産	897,887	そ の 他 資 本 剰 余 金	8,006
投 資 有 価 証 券	12,357	利 益 剰 余 金	12,526,238
関 係 会 社 株 式	15,000	利 益 準 備 金	14,305
長 期 前 払 費 用	37,249	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,511,932
繰 延 税 金 資 産	630,420	別 途 積 立 金	630,000
そ の 他	202,858	繰 越 利 益 剰 余 金	11,881,932
		自 己 株 式	△195,953
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,685
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,685
		純 資 産 合 計	13,411,676
資 産 合 計	19,372,378	負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,372,378

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		29,024,772
売 上 原 価		22,239,542
売 上 総 利 益		6,785,229
販売費及び一般管理費		3,325,026
営 業 利 益		3,460,202
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,608	
受 取 配 当 金	192	
助 成 金 収 入	76,703	
保 険 配 当 金	3,678	
そ の 他	2,066	85,248
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,713	
そ の 他	1,603	13,316
経 常 利 益		3,532,134
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	269	
減 損 損 失	45,354	45,624
税 引 前 当 期 純 利 益		3,486,510
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	991,113	
法 人 税 等 調 整 額	△104,977	886,135
当 期 純 利 益		2,600,374

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当 期 首 残 高	550,150	517,550	－	517,550	14,305	630,000
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						
当 期 純 利 益						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式処分差益			8,006	8,006		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	8,006	8,006	－	－
当 期 末 残 高	550,150	517,550	8,006	525,556	14,305	630,000

	株 主 資 本				評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	10,275,502	10,919,807	△223,780	11,763,727	6,043	11,769,770
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	△993,944	△993,944		△993,944		△993,944
当 期 純 利 益	2,600,374	2,600,374		2,600,374		2,600,374
自己株式の取得			△67	△67		△67
自己株式の処分			27,894	27,894		27,894
自己株式処分差益				8,006		8,006
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△357	△357
当期変動額合計	1,606,430	1,606,430	27,827	1,642,263	△357	1,641,906
当 期 末 残 高	11,881,932	12,526,238	△195,953	13,405,991	5,685	13,411,676

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社システムリサーチ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松岡 和雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水谷 洋隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社システムリサーチの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムリサーチ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社システムリサーチ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員

公認会計士

松岡 和雄

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

水谷 洋隆

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社システムリサーチの2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

株式会社システムリサーチ 監査等委員会

常勤監査等委員	鳥 居 文 孝 ㊞
監査等委員	安 井 悟 ㊞
監査等委員	越 川 靖 之 ㊞
監査等委員	鈴 木 仁 ㊞
監査等委員	鈴 木 春 美 ㊞

- (注) 監査等委員安井悟、越川靖之、鈴木仁及び鈴木春美は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、半数の独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会において審議して、全候補者において適正であると判断しております。

なお本議案につきましては、監査等委員会から全候補者において適正であるとの意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ひ ら や ま ひろし 平 山 宏 (1959年11月20日生)	1984年 8月 当社入社 1998年 4月 当社システム技術部ゼネラル マネージャー 2000年 6月 当社執行役員 就任 2005年 2月 当社取締役 就任 2019年 7月 当社代表取締役社長 就任 (現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)ソエル取締役	130,306株
(取締役候補者とした理由) 平山宏氏は、当社のシステム開発事業部門を統括し事業拡大に多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験および幅広い見識と強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	う め も と み え 梅 本 美 恵 (1961年11月20日生)	1980年 4月 東邦ガス㈱入社 1989年 3月 当社入社 2013年 4月 当社システム技術 2 部ゼネラ ルマネージャー 2016年 4月 当社執行役員 就任 システム開発 1 部、大阪支店 担当 2018年 6月 当社取締役 就任 産業システム事業部担当 2026年 4月 当社取締役 大阪支社長 兼 E & P 事業部長 (現在に至る)	37,300株
(取締役候補者とした理由) 梅本美恵氏は、当社のシステム開発事業部門を統括し事業拡大に多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験および幅広い見識と強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	わたなべ たかふみ 渡 邊 貴 文 (1964年7月8日生)	1986年4月 (株)大和計算センター (現(株)大和システムクリエイ ト) 入社 1988年6月 当社入社 2007年4月 当社システム技術2部ゼネラ ルマネージャー 2013年4月 当社東京支店長 2015年4月 当社執行役員 就任 東京支店、イリイソリューシ ョン部担当 2019年6月 当社取締役 就任 2023年4月 当社取締役 東京第1システム事業部担当 2025年4月 当社取締役 東京支社長 兼 東京第一システム事業部担当 2026年4月 当社取締役 製造システム事 業部 兼 産業システム事業部 担当 (現在に至る)	36,200株
(取締役候補者とした理由) 渡邊貴文氏は、当社のシステム開発事業部門を統括し事業拡大に多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験および幅広い見識と強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	い そ づ み か ず と も 五十棲一智 (1972年9月16日生)	1995年4月 当社入社 2013年4月 当社システム開発3部ゼネラルマネージャー 2018年4月 当社執行役員自動車システム事業部事業部長 2022年1月 当社執行役員製造システム事業部事業部長 2023年6月 当社取締役 就任 製造システム事業部担当 2025年4月 当社取締役 大阪支社長 兼 製造システム事業部担当 2026年4月 当社取締役 東京支社長 (現在に至る)	28,900株
(取締役候補者とした理由) 五十棲一智氏は、当社のシステム開発事業部門を統括し事業拡大に多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験および幅広い見識と強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。			
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	お お た よ し の ぶ 太田吉信 (1972年11月26日生)	1995年4月 当社入社 2014年4月 当社経営管理部ゼネラルマネージャー 2018年4月 当社執行役員経営企画部ゼネラルマネージャー 2025年4月 当社執行役員 管理本部長 2025年6月 当社取締役 管理本部長 (現在に至る)	19,600株
(取締役候補者とした理由) 太田吉信氏は、当社の管理部門を統括し経営企画、総務、人事、法務など企業統治の根幹に携わり多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験および幅広い見識と強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	なかがわ 中 川 (1964年10月12日生)	さとし 智 1987年 4月 トヨタ自動車(株)入社 2014年 1月 (株)トヨタコミュニケーション システム (現(株)トヨタシステムズ) 出 向 2021年 1月 当社入社 執行役員 2021年 4月 当社執行役員自動車システム 事業部担当事業部長 2022年 1月 当社執行役員自動車システム 事業部事業部長 2025年 6月 当社取締役 自動車システム 事業部長 (現在に至る)	4,800株
(取締役候補者とした理由) 中川智氏は、当社のシステム開発事業部門を統括し事業拡大に多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験および幅広い見識と強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、2026年9月に同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役のうち1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また本株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役安井悟氏が辞任されますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	と り い ふ み た か 鳥 居 文 孝 (1958年1月9日生)	2005年10月 (株)パレ入社 財務部部长兼 経営企画室室長 2008年12月 当社入社 経理部シニアマ ネージャに就任 2015年 4 月 当社執行役員経理部ゼネラ ルマネージャーに就任 2018年 4 月 当社執行役員広報室ゼネラ ルマネージャーに就任 2021年10月 当社執行役員経理部ゼネラ ルマネージャーに就任 2024年 4 月 有期雇用社員 M&A担当 2024年 6 月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現在に至る) (重要な兼業の状況) (株)ソエル監査役	5,300株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 鳥居文孝氏は、当社の経理部門及び広報部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、監査等委員である取締役を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	みずの まさる 水野 大 (1964年4月16日生)	1989年 4 月 名古屋鉄道(株) 入社 1991年10月 太田昭和監査法人 (現EY 新日本有限責任監査法人) 入所 2000年 4 月 公認会計士登録 2011年 7 月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査 法人) パートナー就任 2024年 6 月 EY新日本有限責任監査法 人 退所 2024年 7 月 水野大公認会計士事務所 開設 (現在に至る) (重要な兼業の状況) タキヒヨー(株) 社外取締役 (監査等委員)	一株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 水野大氏は、公認会計士としての専門的な知識と高い見識・能力を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が客観的な立場から、特に会計および財務の監督とアドバイスを行っていただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務に精通し、企業を統治する見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水野大氏は、社外取締役候補者であります。
3. 水野大氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、2026年9月に同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、鳥居文孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度としております。候補者が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を引き続き締結する予定であります。
- 合わせて、水野大氏につきましても損害賠償責任を限定する契約を締結予定です。
6. 本総会にて選任する水野大氏の監査等委員である取締役としての任期は、当社定款の規定により、辞任される安井悟氏の監査等委員である取締役としての任期を満了する時までとなります。

【ご参考】

取締役のスキルマトリクスについて

当社グループの持続的な成長に向け、特に期待する分野を、①企業経営、②財務・会計、③法務・リスクマネジメント、④HR、⑤IT・DX技術、⑥営業・マーケティングの分野と定義しております。個々の取締役メンバーのスキルについても適切に配置しており、その一覧は以下のとおりです。

氏名	当社における地位	企業 経営	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク マネジ メント	HR*	IT ・ DX技 術	営業 ・ マーケ ティン グ
平山 宏	代表取締役 社長	●	●		●		
梅本 美恵	取締役				●	●	●
渡邊 貴文	取締役				●	●	●
五十棲 一智	取締役				●	●	●
太田 吉信	取締役		●	●	●		
中川 智	取締役				●	●	●
鳥居 文孝	取締役 監査等委員		●				
越川 靖之	取締役 監査等委員	社外・ 独立	●	●	●		
鈴木 仁	取締役 監査等委員	社外・ 独立	●	●			
鈴木 春美	取締役 監査等委員	社外・ 独立	●				
水野 大	取締役 監査等委員	社外・ 独立	●				

(注) 各取締役は特に期待する分野を、最大3つまで記載しております。

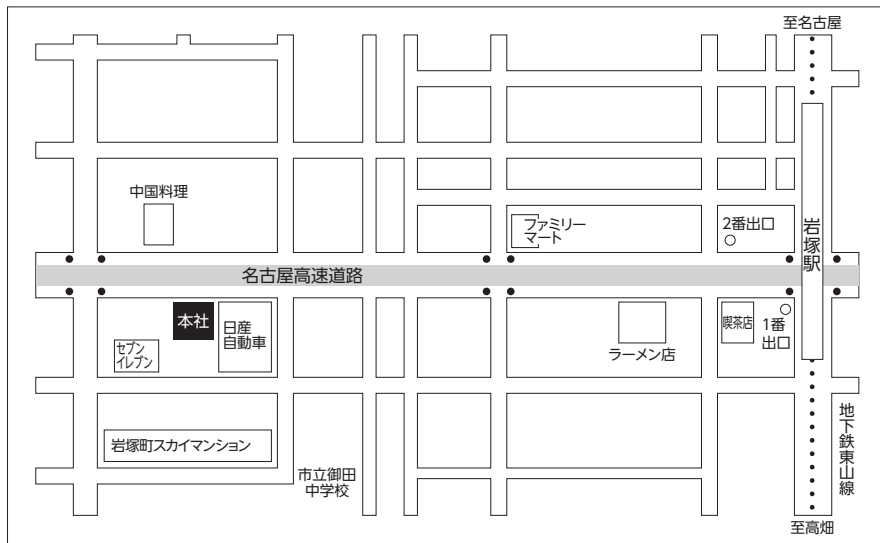
上記一覧表は、各取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

*HRとは、「Human Resources」の略で、人的資源全般に関係するスキルを指します。

以 上

株主総会会場ご案内図

名古屋市中村区岩塚本通二丁目12番
当社本社 7階会議室



地下鉄 東山線「岩塚駅」 1番出口より西(左)へ徒歩5分

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいようお願いいたします。